

実 施 要 綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 実施日・実施連盟

都道府県連盟が下記の日程で実施する。

- | | |
|-----------|--|
| 5月 3日(日) | 1) 愛知県 |
| 5月 5日(火祝) | 1) 東京都 |
| 5月 9日(土) | 1) 神奈川県 |
| 5月10日(日) | 1) 岐阜県 2) 京都府 3) 兵庫県 4) 奈良県 5) 山口県 |
| 5月16日(土) | 1) 静岡県 |
| 5月17日(日) | 1) 青森県 2) 岩手県 3) 茨城県 4) 新潟県 5) 和歌山県 6) 岡山県 7) 広島県
8) 福岡県 9) 長崎県 10) 大分県 |
| 5月24日(日) | 1) 宮城県 2) 群馬県 3) 三重県 4) 大阪府 5) 熊本県 |
| 5月30日(土) | 1) 秋田県 |
| 5月31日(日) | 1) 福島県 2) 山梨県 3) 石川県 4) 滋賀県 5) 鹿児島県 |
| 6月 7日(日) | 1) 北海道 2) 山形県 3) 埼玉県 4) 長野県 5) 富山県 6) 佐賀県 |

(実施日未定＝栃木県、千葉県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県、沖縄県)

(不実施＝島根県、香川県、愛媛県、宮崎県)

2. 事業日程

- | | |
|------------------|--|
| 2月 27日(金) | 認定委員 推薦アンケート発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |
| 3月 12日(木) | 都道府県連盟への申込み締切り(都道府県連盟加盟団体から実施都道府県連盟に) |
| 3月 23日(月) | 申請締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 4月 6日(月)～10日(金) | 受験票・教材発送(日本連盟から実施都道府県連盟に、早期実施県から順に発送) |
| 4月 7日(火) | 認定委員 推薦アンケート回答締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 4月中旬 | 認定委員の委嘱状発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |
| 5月 3日(日)～6月7日(日) | 認定実施 |
| 7月 24日(金) | 研修参加者報告・登録料一括納付・会計報告締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 8月下旬～9月上旬 | 認定証・証明書発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |

3. 養成講習会・認定試験 時間割

- 9:00～9:40 受付
- 9:40～10:00 開講式、諸注意、講師紹介
- 10:00～12:00 学科講習、学科レポート記入
- 12:00～13:15 昼食、休憩
- 13:15～14:15 『入門・初級太極拳』指導法研修（実技）
- 14:30～16:00 「指導実技」指導法研修（実技）
- 16:00～16:10 閉講式、解散

4. 養成講習の内容と認定試験の方法

◎普及指導員の資質の基本基準：

普及指導員は、太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができるもの（「指導員規則」第4条第1項）とする。養成講習会と認定試験はこの基本基準に適合するよう実施する。

◎普及指導員の受験資格：

認定試験当日現在に満20歳以上で、加盟団体会長の推薦を受けることができ、「太極拳1級」またはそれ以上の段位を有する人は、公認普及指導員認定試験を受験することができる。**従来の指導歴規定は廃止するので、指導経験が無くても受験することができる。**

◎講習の範囲：

1) 学科講習：

学科講習は、受講者に事前に配布する『太極拳指導教本』の①「太極拳の基礎理論」、②指導実習＝「指導法概論」のうち基礎的な部分、および『太極拳実技テキスト』の第1章、「基本姿勢と基本動作の要領」に限定して講義を行う。受講者は事前に配布された教材を予め学習し、講習は試験に向けた重要ポイントのみを講義する。

2) 指導実技講習：

- ①『入門・初級太極拳』の基本的な指導要領を講習する。
- ② 24式太極拳における基本的、重点的な動作の要領と、その指導方法について講習する。

◎審査方法：

学科レポートの提出：

上記1)の学科講習の内容について、学科レポート記入を行う。

実技審査：

技能検定1級以上の合格者を対象とするので、24式太極拳の実技試験は行わない。

5. 普及指導員の認定について

「学科レポート」を提出し、「研修」に参加した受験者は、全員「普及指導員」の認定登録の申請を行うことができる。

6. 実施地と申請の方法

実施地

普及指導員認定は都道府県連盟が実施する。

単独で実施するだけの受験者がいない県連盟は、隣接する都道府県連盟と合同で実施することができる。合同実施する場合は、日本連盟への手続き窓口をいずれか1つの都道府県連盟に特定して実施する。

受験地

普及指導員は在住地の都道府県連盟が名簿管理する原則に基づいて、普及指導員認定を申請する者は、申請者の在住地の都道府県連盟に申請を行い、その在住地の都道府県連盟が実施する普及指導員認定試験を受験しなければならない。

技能検定1級は申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体であれば非在住地で受験することができるが、普及指導員認定の受験地は在住地に限られる。

都道府県連盟は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であれば、その申請を受理しなければならない。

受講・受験料 1人＝1万円

申請方法

1. 申請書欄に申請者本人が署名・捺印し、所定の記載事項を記入し、**写真 2 枚（よこ 2.5×たて 3.0cm・裏面に本人の氏名を記入）**を添付し、**3月12日(木)までに在住都道府県連盟に送付する。**

併せて、受講・受験料計1万円×人数分を在住都道府県連盟が指定する銀行口座に振り込む。いったん納付された受講・受験料は、受講・受験を取り止めても返還されない。当該都道府県連盟に受験申請する団体は、受講・受験料を当該連盟が指定する銀行口座に振込み、申請書類を送付する。申請書には必ず所属都道府県連盟・所属団体名・および「受講・受験会場」として在住都道府県を明記する。

2. 実施都道府県連盟は、下記の＜8. 地方認定委員会(実施都道府県連盟)の業務＞の記載に基づいて、申請書類を一括して、**3月23日(月)までに、日本連盟に送付する。**

※写真は全員分をまとめて袋に入れてご提出ください。写真破損防止の為、クリップ止めはお控えください。

7. 実施組織＝都道府県別認定委員会の構成

普及指導員認定を実施する各都道府県連盟に、(都道府県)普及指導員認定委員会（以下、地方認定委員会という）を設置する。

この委員会は委員長1人、委員長代理1人、認定委員2～5人で構成する。

- ① 委員長は、当該都道府県連盟会長が担任する。
- ② 委員長代理1人は、当該都道府県連盟が指名して担任し、認定事業を総括する。
- ③ 認定委員は、2018年度（第27期）より認定方法の変更に伴い、受験者人数に応じた人数の認定委員を指名する。認定委員人数の目安として、

受験者人数	10人以下	…	認定委員	2人
受験者人数	11人～20人	…	認定委員	3人
受験者人数	21人～30人	…	認定委員	4人
受験者人数	31人以上	…	認定委員	5人

認定委員 2人～5人：

- － 認定委員は、当該地域の日本連盟本部役員、委員会正副委員長、指導員委員会講師、公認指導員および当該地域の普及担当責任者のなかから、地方認定委員会委員長が推薦し、日本連盟会長が委嘱する。
- － 地方認定委員会は、2月27日（金）までに日本連盟が発送する推薦アンケートに対して、推薦する認定委員の氏名を、**4月7日（火）までに日本連盟に回答して通知する。**
- － 認定委員は、講習会・学科レポート記入における学科および実技の講師を担当し、学科レポートを「模範解答」に基づいて採点を行い、準備・運営に関与する。
- － 認定委員のもとに、準備および運営の実務を行う庶務を設けることができる。

主任認定委員1人：

- － 地方認定委員会は、認定委員のなかから1人の主任認定委員を指名して、日本連盟に通知する。
- － 主任認定委員は、認定委員の業務を把握し、認定委員のなかから、講習会における学科および実技の担当講師を指名し、準備・運営および学科レポートの採点・判定に関する事項を統括する。

8. 地方認定委員会(実施都道府県連盟)の業務

1) 会場の設定：

- － 実施日(原則日曜日一日 9:00～17:00)に体育館を借りる。午前中は学科講義・学科レポート記入を実施できる会場とする。

2) 申込受け付け：

① 実施要綱・申込書類の配布

- － 日本連盟より送付された実施要綱・申込書類のひな型を必要部数複写して、県連盟加盟団体に送付する。その際費用(講習料・受験料)の振込銀行口座を設けて通知する。

② 受け付け

- － 県連盟加盟団体から申込書類(申請書、推薦状等)と費用を受付ける(申込締切: 3月12日(木))。
- － 受験資格審査を行う。申込者の書類記載事項に不備がないかどうか、および受験資格に適合しているかどうか(年齢20歳以上、実施都道府県在住、検定1級以上取得、加盟団体名)を点検・審査する。
- － 費用はそのまま留保し、各申込書類の原本を保存して、下記の書類等を日本連盟に送付する。

3) 日本連盟への申請期限と申請書類

3月23日(月)の申請期限までに日本連盟に必着するように、下記の書類等を送付する。

① 「受講・受験申請書」の写し各1部 (原本は都道府県連盟が保存)

② 「資格審査報告書」1部

③ 申請者の写真1枚(裏面に本人氏名が記入されたもの) (他の1枚は都道府県連盟が保存)

※写真は全員分をまとめて袋に入れてご提出ください。写真の破損防止の為、クリップ止めはお控えください。

4) 使用教材の手配：

教材として『太極拳指導教本』と『太極拳実技テキスト』を使用する。『太極拳指導教本』は下記5)により、日本連盟から送付される(受講料に含まれる)が、『太極拳実技テキスト』は、受講・受験者が事前に加盟団体から自己費用で購入する(受講料に含まれない)。都道府県連盟または加盟団体は、規定の発注方法で、同テキストを日本連盟から入手して、購入を希望する受講・受験者に配布する。

5) 受験票・教材の送付：

日本連盟から、受験者数分の受験票と『太極拳指導教本』が送付されるので(4月6～10日頃)、受験票に受験番号、受験者氏名を記入し写真を貼付したものに教材を添えて加盟団体に送付する。

6) 事前打合せ：

実施日の前日または事前の任意の日に、認定委員会の委員長代理と認定委員および庶務との合同打合せを行うために、日時と会場を設定する。

7) 宿泊手配：

宿泊が必要な認定委員の宿舍手配(土曜日一泊)

8) 会場運営：

- ① 会場設営——受付、必要機材の設営
- ② 受付——受講者の受付
- ③ 進行手配——開講式、進行案内、閉講式等
- ④ 講習会の講師補助、および学科レポート記入の試験官としての業務——受講者の数にもとづいて手配する。

9) 採点・判定：

- － 認定委員全員で、当日の学科レポート記入後に学科レポートの採点をし、「**研修参加者一覧**」を作成、**認定委員全員の署名をする。**
- － 審査実施後3日以内に、試験の出題回答用紙の全部数を、日本連盟宛に返送する。
- － 地方認定委員会の「**研修参加者一覧**」をもって、実質的な合否判定とすることとし、地方認定委員会
は、普及指導員認定の発表、登録者の認定登録料の受領作業を進める。

1 0) 報告：

地方認定委員会は、認定実施日から原則1か月以内に、下記の報告書①、②、③を日本連盟に提出し、④の認定登録料を納付する。なお、提出及び納付の最終期限は7月24日(金)とする。

① 「研修参加者一覧」：

「研修参加者一覧」に認定委員全員と認定委員長が署名をし、都道府県連盟印を付した上で、原本を日本連盟に提出する。コピーは、都道府県連盟で保管する。（「研修参加者一覧」の作成用紙は、認定実施日以前に、日本連盟から地方認定委員会宛てに送付する）。

② 「普及指導員・登録料一括納付書」：

「普及指導員・登録料一括納付書（実施要綱送付時に同封）」に、合格者数・登録申請者数と登録金額を記入して日本連盟に提出する。（下記9. を参照）

③ 「会計報告用紙」：

「会計報告用紙（認定委員推薦アンケート送付時に同封）」を日本連盟に提出する。（下記9. を参照）

④ 登録料合計金額から、地方認定委員会の取扱い手数料を差し引いた、日本連盟宛て納付金額を、下記の日本連盟指定口座に納付する。（下記9. を参照）

1 1) 普及指導員の承認と認定証・証明書の送付：

- － 日本連盟常務理事会・理事会は、地方認定委員会の普及指導員認定について、原則として「**研修参加者一覧**」の通りに承認する。
- － 「普及指導員・登録料一括納付書」と納付された認定登録料の合計金額を確認した後に、認定証・証明書を各地方認定委員会に送付する。
- － 日本連盟は、地方認定委員会の「**研修参加者一覧**」を原則としてそのまま承認するが、万一、地方認定委員会の判定処理が不適切に行われたことが後に判明した場合は、十分に審査したうえで、判定承認を取り消すことが出来る。

9. 会計処理

① 認定登録料：

- － 認定登録料は、実施地方認定委員会が一括して、上記8. の1 0) 報告の際に、下記の日本連盟指定口座に納付する。
- － 地方認定委員会は、認定登録料1人2万円（不課税）の1 0 0分の5 0＝1万円を取り扱い手数料として受領し、残り1万円×登録申請者人数の合計金額を日本連盟に納付する。
- － 日本連盟に納付される登録料の50%は会費として計上される。

② 受講料・受験料：

- － 地方認定委員会は、受講者より振り込まれた費用で、上記の業務に関わる経費を支出し、上記1 0)の報告の際に、日本連盟が後日、実施地方認定委員会に送付する「会計報告用紙」で、下記の事項についての支出明細を報告する。
 - ・ 会場費、会場設営費
 - ・ 事務通信費
 - ・ 旅費、滞在費(認定委員分)
- － 残金は下記の日本連盟指定口座に送金し、事前研修会費用、教材製作費等の支出に充当する。
- － 残金の金額によっては、日本連盟から地方認定委員会に、後日、特別還付金を交付する。

納付指定銀行口座：

みずほ銀行 四谷支店 普通預金口座 1 0 2 5 4 7 8 公益社団法人日本武術太極拳連盟

③ 認定委員の日当規定：

認定委員に一律1人1万円を給付するものとする。

以 上